特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯豊町は、国民年金関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

飯豊町長

公表日

平成26年12月19日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民年金関係事務					
②事務の概要	国民年金法等に基づき、届出の受理・報告、裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等の法定受託事務である。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務					
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア					

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一31項並びに国民年金法第12条等

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

 (3) 実施の有無
 (3) 実施する

 (1) 実施する
 (3) 未定

②法令上の根拠 番号法第19条7号 別表第二 47, 48, 50の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 住民税務課

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先</mark>住民税務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先住民税務課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成26年12月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成26年12月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明